

「厚生労働大臣免許保有証の発行について」

「厚生労働大臣免許保有証」とは

「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師免許証」をお持ちの方が、免許を保有していることを示すための携帯用カードです。

(免許証に代わるものではありません。保健所での施術所開設手続き等では使用出来ません。)

※当財団が発行します。

※大きさはクレジットカード大、顔写真入りのものです。

※有効期間は発行日より 5 年間です。(5 年後更新)

※複数免許がある場合(例 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の 3 免許)でも、「厚生労働大臣免許保有証」は 1 枚の発行となります。

※新規申請書類の受付・発行は年 1 回です。

(訂正書換え、再交付、更新申請の受付・発行も「新規申請」と同時期とし年 1 回)

※厚生労働大臣免許保有証は希望者に発行するもので、免許保有者が必ず保有しなければならないものではありません。

◆ 交付申請手続き

本年度の申請受付は終了しました。

来年度の申請受付期間は、追って財団ホームページでお知らせいたします。

◆ 送付日

本年度申請された方の保有証の送付は平成 28 年 3 月発送を予定しています。

以上